

## 第 6 8 号議案

### 令和元年度蒲郡市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和元年度蒲郡市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

なお、平成 3 1 年度蒲郡市病院事業会計予算全体における元号の表示について、「令和」に統一する。

（業務の予定量）

第 2 条 令和元年度蒲郡市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| （項 目）        | （既決予定量）     | （補正予定量）     | （計）         |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| （2）年間患者数     | 272, 676 人  | 11, 414 人   | 284, 090 人  |
| 入院患者数        | 104, 676 人  | 7, 174 人    | 111, 850 人  |
| 外来患者数        | 168, 000 人  | 4, 240 人    | 172, 240 人  |
| （3）一日平均患者数   | 986 人       | 32 人        | 1, 018 人    |
| 入院患者数        | 286 人       | 20 人        | 306 人       |
| 外来患者数        | 700 人       | 12 人        | 712 人       |
| （4）主要な建設改良事業 |             |             |             |
| 器械備品購入費      | 570, 000 千円 | 110, 000 千円 | 680, 000 千円 |
| （収益的収入及び支出）  |             |             |             |

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）        | （既決予定額）        | （補正予定額）     | （計）            |
|--------------|----------------|-------------|----------------|
|              | 収              | 入           |                |
| 第 1 款 病院事業収益 | 8, 200, 800 千円 | 500, 000 千円 | 8, 700, 800 千円 |
| 第 1 項 医業収益   | 7, 228, 758 千円 | 200, 000 千円 | 7, 428, 758 千円 |
| 第 2 項 医業外収益  | 972, 012 千円    | 300, 000 千円 | 1, 272, 012 千円 |
|              | 支              | 出           |                |
| 第 1 款 病院事業費用 | 8, 332, 500 千円 | 190, 000 千円 | 8, 522, 500 千円 |
| 第 1 項 医業費用   | 8, 052, 377 千円 | 190, 000 千円 | 8, 242, 377 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)     | (既決予定額)      | (補正予定額)    | (計)          |
|-----------|--------------|------------|--------------|
|           | 収            | 入          |              |
| 第1款 資本的収入 | 911,100 千円   | 110,000 千円 | 1,021,100 千円 |
| 第1項 企業債   | 450,000 千円   | 110,000 千円 | 560,000 千円   |
|           | 支            | 出          |              |
| 第1款 資本的支出 | 1,353,500 千円 | 110,000 千円 | 1,463,500 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 579,654 千円   | 110,000 千円 | 689,654 千円   |
| (企業債)     |              |            |              |

第5条 予算第6条中(2)限度額「450,000千円」を「560,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 病院事業の健全な運営に資するため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、300,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額「1,032,786千円」を「1,230,786千円」に改める。

(重要な資産の取得)

第8条 予算第11条に定めた重要な資産の取得について、次のとおり追加する。

| 種 類     | 名 称               | 数 量 |
|---------|-------------------|-----|
| 器 械 備 品 | 腹 腔 鏡 シ ス テ ム     | 一 式 |
|         | H o L E P シ ス テ ム | 一 式 |
|         | 防 災 監 視 装 置       | 一 式 |

令和元年12月5日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明